

安城市さわやかマナーまちづくり条例（素案）の逐条解説

わたしたちのまち安城市は、明治用水の恵みにより水と緑に囲まれた田園風景と都市化されたまち並みが調和した美しい景観を持ち、地理的条件にも恵まれ農・工・商バランスのとれた地方都市として発展してきました。

近年、人口増加や都市化が進む中においても、多くの善意ある市民の行動により美しい景観や快適な生活空間は保たれています。わたしたちはこうしたまちの状況を今一度見つめ直し、より良いまちづくりを進めることを望みます。

わたしたちは考えます。

マナーの良いさわやかなまちをつくるにはどうしたらよいのかと。

わたしたちは行動します。

この美しい景観と快適な生活空間を守り、わたしたちのまちの誇りとしていくために。

わたしたちは確信します。

これを市民等全体の課題ととらえ、市民等のモラル向上及びマナー遵守を図ることこそが、その第一歩であると。

わたしたちは、ここに安城市さわやかマナーまちづくり条例を制定します。

【解説】

前文は、条例制定の趣旨を明確にするために設けるものであり、条例制定の背景、制定の決意等について定めています。

まず、安城市のこれまでの成り立ちから始まり、続いてこの条例制定の動機を提案者である市議会が提起しています。

第3段落以降は、これを市民から市民に向けた問いかけとし、それに対する答えとして市民自らが決意を示すかたちで表現しています。

この条例の特色は、まちづくりの手段として罰則という方法は採らずに、まずもって市民等のモラル向上及びマナー遵守を図ることとした点にあります。

前文では、あくまで市民が自発的な課題解決を図るというこの気高い理念を明確にしました。

（目的）

第1条 この条例は、市民等（市民並びに市内に滞在する者及び市の区域を通過する者をいう。以下同じ。）のモラル向上及びマナー遵守を推進することに関して市民等及び市が果たすべき役割を明らかにすることにより、もって快適で安全な生活環境を形成すること（以下「さわやかマナーまちづくり」という。）を目的とする。

【解説】

目的規定は、この条例を制定する目的を簡潔に表現し、各条文に共通した解釈の指針を示し

たものです。

市民の定義を「安城市民」より広く捉えているのは、住民や通勤・通学者のみならず単なる市域の通過者にもマナー違反行為がありうること、他方、「快適で安全な生活環境」を積極的に形成していくには、市民に限らず、市内外の協力企業や団体など、できる限り広い参加と活動を期待するからです。

(市民等の役割)

第2条 市民等は、一人一人の意識の向上が重要であることに鑑み、自主的にモラル向上及びマナー遵守に努めるとともに、互いに助言し、及び協力し合うことにより、さわやかマナーまちづくりに努めなければならない。

2 市民等は、市が策定し、及び実施する施策に協力しなければならない。

【解説】

第1項は、第1条の規定を受けてモラル向上、マナー遵守の推進に関して市民等の果たす役割とは何かを明らかにしています。さわやかマナーまちづくりの主役は、まずもって市民等です。従って一市民レベルにおいても普段は意識しないモラル・マナーというものについて敢えて強い意識をもって行動すること、併せて市民同志が互いに注意し、また助け合うことで自ら社会全体に波及させることが市民等の役割と考えています。

第2項では、市民等のモラル向上・マナー遵守に関する意識付けを図るために、市が特別の施策を策定・実施することを義務付けるものであり、併せてその効果を担保するため、市民等に対して積極的な協力も義務づけています。

(市の役割)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

【解説】

「市」には、この条例を策定・提案した市議会はもちろんのこと市長その他の執行機関も含まれます。

(さわやかマナー推進地区)

第4条 市長は、鉄道駅周辺、幹線道路沿い等人の往来又は交通量の多い地区であって、さわやかマナーまちづくりを推進する必要があると認める地区をさわやかマナー推進地区に指定することができる。

2 市は、さわやかマナー推進地区においては、次に掲げる事項（以下「さわやかマナー」

という。)を推進するための施策を重点的に実施するものとする。

- (1) 空き缶、空き瓶、ペットボトル、チューインガムのかみかす、紙くず、たばこの吸殻その他これらに類するものを定められた場所以外の場所に捨て、又は放置しないこと。
 - (2) 飼い犬、飼い猫その他愛玩動物のふんを放置しないこと。
 - (3) 土地家屋等の管理者により許可された喫煙場所以外の場所で喫煙(火のついたたばこを所持することを含む。以下同じ。)しないこと。
 - (4) 歩行し、又は自転車を運転しながらスマートフォン、携帯電話、ゲーム機その他携帯可能な画像表示用機器を操作し、又は注視しないこと。
 - (5) 自らが配布したビラ、ちらし、パンフレットその他これらに類するものを散乱させ、又は放置しないこと。
 - (6) 建築物又は工作物等を所有し、占有し、又は管理する者の承諾を得ず、塗料等により、当該建築物又は工作物等に文字、図形又は絵柄を描かないこと。
- 3 市長は、さわやかマナー推進地区を指定した場合は、その旨及び区域を告示するものとする。

【解説】

さわやかマナーまちづくりは、本来、市の全域において推進されるべきものですが、人の往来又や交通量が多く、また人目につき易い場所は良くも悪くもその場所の雰囲気は他者に与える影響が大きい点も見逃ごせないため、条例の効果的な運用を図る観点から特に範囲を限定し施策を重点的に実施することとしました。

第2項においては、市が具体的に施策を進めるうえで特に市民等に遵守を求めたい行為を「さわやかマナー」として掲げました。これらの行為の選定は、先進事例の調査研究、市民への意識調査や関係団体等へのヒアリング、駅周辺の現地調査などを実施したうえで、様々な角度からの検討した結果によるものとなっています。

第3項にてさわやかマナー推進地区の区域指定について、これを告示するとした理由は、市民等に幅広く適切に周知し、その範囲を容易に把握しやすくするためです。

(活動団体への支援)

第5条 市長は、さわやかマナーまちづくりに係る活動を行う市民活動団体等(以下「活動団体」という。)が、さわやかマナー推進地区においてさわやかマナーを推進するために行う活動を支援するものとする。

【解説】

さわやかマナーまちづくりの主役はこの条例の趣旨・理念からして当然、市民等です。そして、活動の主体としては市民活動団体などが考えられます。ここでは市長はあくまでサポート役にすぎません。

以上の考えに基づき、それぞれの関係を明確にしたのがこの規定です。支援の具体的な内容としては、市民活動団体へ経済面での助成等を想定しています。

(路上喫煙禁止区域)

第6条 市長は、さわやかマナー推進地区のうち特に人の往来が多く、路上喫煙を禁止する必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。

3 市民等は、路上喫煙禁止区域において喫煙してはならない。ただし、市長が指定する喫煙場所については、この限りでない。

4 市長は、関係機関等の意見を聴いたうえで、路上喫煙禁止区域及び喫煙場所の指定をするものとする。

5 市長は、前各項の規定により、路上喫煙禁止区域及び喫煙場所を指定したときは、その旨及び区域を告示するとともに、市民等への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

6 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域及び喫煙場所の指定を変更し、又は解除することができる。この場合において、前各項の規定は、当該指定の変更又は解除について準用する。

【解説】

第4条第2項で定めるさわやかマナーのうち、特に、人の往来が多い場所での路上喫煙は、副流煙や、歩きたばこの火による子どもの火傷等、他者へ重大な害を与える可能性のある行為であり、社会的にも大きな問題となっています。そこで市長は、さわやかマナー推進地区のうち特に路上喫煙を禁止する必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定できることとしています。あわせて人通りのほとんどないような深夜の時間帯等は、敢えて喫煙を禁止する必要がない箇所もあると想定されるため、路上喫煙禁止区域の指定は、時間を区切って指定することも可能としています。

路上喫煙禁止区域においては、喫煙（火のついた煙草の所持も含む。）は禁止されます。ただし、人通りから一定程度離れ、かつ適切に灰皿が設置されたような喫煙場所においては、前述の問題は回避されるため、喫煙を禁止する区域から除くことができることとしています。

なお、この喫煙できる場所は、その場所の状況等を踏まえ市長が指定した場所に限られます。区域の指定に当たっては必ず規制の影響を受ける人が出てくるため、関係者への意見聴取の機会を設けます。意見を聴く関係機関としては、地元町内会、商店街振興組合、日本たばこ産業株式会社等を想定しています。

路上喫煙禁止区域においては、喫煙は禁止されているため、区域の範囲は明確である必要があり、その場所は告示し、その上で看板等を設置し市民等に適切に周知します。

人口の増減やまちの開発の状況等によって、人通りの多寡は変わりうるため、適切に路上喫

煙禁止区域を指定できるよう変更又は解除できる旨を規定しています。

(指導及び命令)

第7条 市長は、さわやかマナー推進地区においてさわやかマナーに違反した者に対し、当該行為を中止すべきこと又は是正に必要な措置を講ずることを指導し、及び路上喫煙禁止区域において喫煙した者に対し、当該喫煙を中止することを命ずることができる。

【解説】

さわやかマナーまちづくりを推進するため、あらかじめ違反行為についての対応を定めています。さわやかマナー推進地区においては、この条例の趣旨の周知徹底、啓発が主眼となるため「指導」の対象としました。これに対して、路上喫煙禁止区域においては路上喫煙行為がこの条例を根拠として新たに禁止行為とされますので、違反者に対して喫煙の中止を「命令」することができるとなりました。

(さわやかマナー推進員)

第8条 市長は、活動団体に属する者又はさわやかマナーまちづくりに熱意を有する者のうちからさわやかマナー推進員を委嘱することができる。

2 さわやかマナー推進員は、次に掲げる活動を実施するものとする。

(1) 前条の規定による指導及び命令に関すること。

(2) この条例の目的を達成するため必要な助言及び啓発に関すること。

【解説】

市民等の気づきや自発的な活動を推進する有効な手段の一つとして「さわやかマナー推進員(以下「推進員」という。)」を設置します。

推進員は、市長からの委嘱を受け、公的な立場での活動ができます。

推進員を活動団体に所属している人に限定しなかった理由は、この条例の趣旨・理念をよく理解し、継続的な活動が可能であるなど模範的な人物であるという要件を満たせば、たとえ個人であっても十分な活躍が期待できると考えたからです。

(顕彰)

第9条 市長は、さわやかマナーまちづくりの推進に著しい功績のあった者に対して、顕彰を行うことができる。

【解説】

「著しい功績」とは、さわやかマナーまちづくり活動において活動団体での指導的役割、継続的に従事した期間の長さ等を踏まえて判断します。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

【解説】

市が実施する施策について、具体的な内容を実施要綱にて定める予定です。

附 則

この条例は、 年 月 日から施行する。

【解説】

条例の公布後、一定の周知期間を想定します。